地図作成作業についてのお知らせ

大津地方法務局

大津地方法務局では、大津市瀬田一丁目の一部、瀬田二丁目、神領一丁目の一部、神領三丁目、野郷原一丁目及び大江二丁目の一部の地域(下図参照)において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を新たに作成することとなりました。

つきましては、地図作成作業の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。作業のスケジュールは、裏面「地図作成の流れ」をご参照ください。

地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている地図は、明治時代の中頃に作成されたものが多く、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の筆界(境界)や面積が不正確なものもあることから、不動産取引や登記申請手続を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界(境界)を調査・確認した上で、測量を行い、正確な地図を計画的に作成しています。

地図作成のメリット

正確な地図を作成することで、次のようなメリットが期待できます。

- ★ 土地の筆界(境界)が確定するため、筆界(境界)に関する紛争を未然に防止することができ、子や 孫の世代にも安心して引き継ぐことができます。また、安全な土地取引を行うことができます。
- ★ 土地の筆界(境界)は、測量に基づく数値によって管理されるため、境界標が失われてしまっても、 筆界(境界)を復元することができます。このため、大規模な災害が発生した場合でも、迅速に復旧・ 復興作業を開始することができます。
- ★ 国が費用を負担して、正確な地図を作成するとともに、職権で、地目や面積の変更・更正登記を行います。また、全ての土地について、地積測量図も作成します。

地図作成作業の経費

地図の作成は、国の予算により実施されるため、所有者の皆様の金銭的なご負担はありません。ただし、 住民説明会や現地における立会いにお越しいただくための交通費等はご負担いただくこととなります。

また、確認いただいた筆界(境界)に、設置工事が必要となるコンクリート杭等の埋設を希望される場合は、設置費用をご負担いただく必要があります。

地図作成作業実施地域

瀬田一丁目の一部、瀬田二丁目、神領一丁目の一部、神領三丁目、野郷原一丁目及び大江二丁目の一部の地域



出典:国土地理院ウェブサイト 地理院地図を加工して作成

事業主体等

- ·計画機関(発注者) 大津地方法務局
- 作業機関(受注者)

登記安心プロネット土地家屋調査士法人

お問合せ・連絡先

【計画機関】

〒520-8516

大津市京町三丁目1番1号(大津びわ湖合同庁舎)

大津地方法務局登記部門 地図整備•筆界特定室

☎(077)510-2580(直通)

※ 地図作成作業実施地域付近に法務局の地図作成現地事 務所を開設予定(令和6年4月から10月までの間)

【作業機関】

兵庫県宝塚市中州一丁目4番27号 登記安心プロネット土地家屋調査士法人 (連絡先)

滋賀県栗東市手原三丁目8番18号

5 (077) 5 5 1 - 0 7 2 7

地図作成の流れ

1 準備作業:令和5年8月~令和6年4月頃

筆界に係る関係資料を収集・精査し、関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。

2 基準点測量作業:令和5年8月~11月頃

地図を作成するための基礎となる公共基準点(金属鋲等)を、作業実施地域内に設置し、基準点測量作業を行います。

3 事前測量作業:令和5年12月~令和6年4月頃

現地における現在の状況を把握するための測量を行います。所有者の皆様の立会いは不要ですが、<mark>敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力いただきますよう、お願いいたします。</mark>

4 土地所有者の皆様に対する説明:令和6年1月~2月頃

土地所有者の皆様に対する説明会の開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会の開催に代えて、作業内容についての説明資料とお願いの文書を皆様に郵送させていただく場合がありますので、ご了承願います。

5 一筆地調査(境界立会い)作業:令和6年5月~7月頃

各土地の筆界(境界)を確認するため、現地において、土地所有者やその代理人の皆様に立ち会っていただきます。境界の調査に立ち会っていただいた後、土地調査書に確認の署名をしていただきます。 立会い日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地所有者の皆様に郵送でご連絡します。 ご都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。

※ 地図作成作業に当たり、隣接地との境界が確認できなかった場合には「筆界未定地」となり、正確な地図を作成することができなくなります。その場合、後日、境界が確認された際には、各所有者のご負担で地図訂正等の登記手続をしていただくことが必要となりますので、今回の作業に是非ともご協力願います。

6 境界標設置作業:令和6年7月~10月頃

確認が完了した筆界点(境界点)には、原則、法務局で用意するアルミ製プレート(境界標)を設置します。

なお、より永続性のあるコンクリート杭の設置をご希望される場合は、実費をご負担いただく必要がありますので、立会いの際に作業担当者に申し出てください。

7 一筆地測量作業:令和6年7月~10月頃

筆界(境界)の確認が完了した土地について、確認結果に基づき、測量を行います。所有者の皆様の立会いは不要ですが、<u>敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力いただきますよう、お願いいたします</u>。

8 図面作成作業:令和6年10月~11月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や 形状を明確にした地図を作成します。

9 図面等の送付・縦覧・異議申出:令和6年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した地積等調査一覧表(当作業による調査成果の前後を比較対照できるもの)及び求積図を、縦覧のお知らせとともに土地所有者の皆様へ郵送します。また、会場を設置し、 作成した地図を確認していただく機会を設けます。内容に誤り等があれば、再度調査等を行います。

10 地図の備付け・職権登記:令和7年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備付けます。

また、本作業の結果に基づき、面積や地目に変更・修正がある土地、分筆や合筆をすることとなった土地については、登記官が職権で登記を行います。

登記の完了をもって、全ての作業が完了します(大津地方法務局のホームページでお知らせする予定)。